

2021年9月28日

東京スイミングセンター

競技会参加時の新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する注意事項及び誓約事項

1. 大会期間中、緊急事態宣言・まん延防止措置が東京都または、所属クラブが所在する自治体に発令されている場合、原則来場72時間以内（正当な理由がある場合は最長1週間以内）のウイルス検査（PCR、TMA、StAmp、抗原定量、抗原定性など）を行い、陰性を確認すること。（陰性証明書は不要、後日陽性となった場合に提示できるような記録は必要）
2. 水泳競技会における感染拡大予防ガイドラインおよび大会主催者の指導や指示を遵守し、新型コロナウイルス感染症などの感染防止に努めること。ガイドラインおよび注意事項に違反した者または団体は出場停止の上、退場処分とする。
※感染拡大予防ガイドラインは公益財団法人日本水泳連盟「水泳競技会の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を確認すること。
3. 大会初日の10日前以内に新型コロナウイルス感染の疑いや発熱などの症状が認められる者の参加を中止すること。また、登録団体は所属選手およびスタッフの健康状態を必ず確認すること。
4. 大会初日の10日前以内にチーム（クラブ）の中から新型コロナウイルス陽性者が発生した場合は、練習場所および練習時間を同じくする者の参加を中止すること。
5. 競技会会場への入場に必要書類等は正確に記入すること。引率責任者は所属選手およびスタッフ全員の書類について不備がないか確認すること。不備がある場合は入場を許可しない。また、記載事項に虚偽があった場合は当該団体の出場を禁止し厳重に処分する。
6. 主催者から競技会への欠場要請があった場合はそれに従うこと。
7. 競技会后10日以内に新型コロナウイルスに感染またはその疑いが生じた場合は、速やかに主催者に報告すること。
8. 感染症拡散防止の目的で保健所ならびに関係機関に健康管理表に記載の個人情報提供される場合がある。

【移動について】

交通機関内での感染を防ぐため、移動車内での飲食を禁止、マスクの着用（目の防護をすることが望ましい）、各自で消毒用品を持ち歩くことを徹底する。